

(新)

4 大治町の公共下水道

本町の公共下水道は、日光川下流流域関連公共下水道として整備を進めており、排除方式として分流式を採用している。

現在は、汚水の公共下水道のみを都市計画決定し、事業化している。

(1) 日光川下流流域下水道

日光川下流流域下水道は、大治町を始め、津島市、愛西市、弥富市、あま市及び蟹江町を対象としており、愛知県が事業主体として、幹線管渠、3つの中継ポンプ場及び日光川下流浄化センターを整備している。

(2) 大治町公共下水道

本町下水道計画区域は、行政区域面積 659ha のうち、市街化区域全域の611haである。

(旧)

4 大治町の公共下水道

本町の公共下水道は、日光川下流流域関連公共下水道として整備を進めており、排除方式として分流式を採用している。

現在は、汚水の公共下水道のみを都市計画決定し、事業化している。

(1) 日光川下流流域下水道

日光川下流流域下水道は、大治町を始め、津島市、愛西市、弥富市、あま市及び蟹江町を対象としており、愛知県が事業主体として、幹線管渠、3つの中継ポンプ場及び日光川下流浄化センターを整備している。

(2) 大治町公共下水道

本町下水道計画区域は、行政区域面積 658ha のうち、市街化区域全域の611haである。

(新)

第6章 関係法令
大治町下水道条例

第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量（以下「排出量」という。）に応じ、別表に定めるところにより算定した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

2 排出量を隔月に認定する場合は、2使用月に排除した汚水の量の2分の1の量を排出量とみなす。

3 排出量の認定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共有又は共用で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。

(2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量を排出量とみなし、当該使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。

(3) 水道水と水道水以外の水を併用して排除した場合は、使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。

(4) 製氷業その他の事業の営業で、その営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、排出量及びその算出の根拠を記載した申告書を、町長が別に定める日までに提出しなければならない。この場合において、前3号の規定にかかわらず、町長は、その申告書の記載を勘案してその排出量を認定するものとする。

(資料の提出)

第17条 町長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(管理人の選定)

第18条 排水設備等を共同で使用する場合の使用者は、この条例で定める使用者に関する事項を処理するため管理人を選定し、町長に届け出なければならない。管理人を変更した場合も同様とする。

第5章 雑則

(改善命令)

第19条 町長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備等の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備等の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

(行為の許可)

第20条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に必要な書類を添付して町長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(許可を要しない軽微な変更)

(旧)

第6章 関係法令
大治町下水道条例

第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量（以下「排出量」という。）に応じ、別表に定めるところにより算定した額に、1・05を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

2 排出量を隔月に認定する場合は、2使用月に排除した汚水の量の2分の1の量を排出量とみなす。

3 排出量の認定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共有又は共用で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。

(2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量を排出量とみなし、当該使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。

(3) 水道水と水道水以外の水を併用して排除した場合は、使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。

(4) 製氷業その他の事業の営業で、その営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、排出量及びその算出の根拠を記載した申告書を、町長が別に定める日までに提出しなければならない。この場合において、前3号の規定にかかわらず、町長は、その申告書の記載を勘案してその排出量を認定するものとする。

(資料の提出)

第17条 町長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(管理人の選定)

第18条 排水設備等を共同で使用する場合の使用者は、この条例で定める使用者に関する事項を処理するため管理人を選定し、町長に届け出なければならない。管理人を変更した場合も同様とする。

第5章 雑則

(改善命令)

第19条 町長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備等の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備等の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

(行為の許可)

第20条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に必要な書類を添付して町長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(許可を要しない軽微な変更)

(新)

第6章 関係法令
大治町下水道条例

区分	基本使用料(1使用月につき)		従量使用料(1使用月につき)	
	排出量	使用料	排出量	金額 (1立方メートルにつき)
一般用	10立方メートル以下	<u>1188円</u>	10立方メートルを超え20立方メートル以下	<u>118.8円</u>
			20立方メートルを超え30立方メートル以下	<u>129.6円</u>
			30立方メートルを超え50立方メートル以下	<u>162.0円</u>
			50立方メートルを超え100立方メートル以下	<u>194.4円</u>
			100立方メートルを超え300立方メートル以下	<u>226.8円</u>
			300立方メートルを超えるもの	<u>259.2円</u>

(旧)

第6章 関係法令

区分	基本使用料(1使用月につき)		従量使用料(1使用月につき)	
	排出量	使用料	排出量	金額 (1立方メートルにつき)
一般用	10立方メートル以下	<u>1100円</u>	10立方メートルを超え20立方メートル以下	<u>110円</u>
			20立方メートルを超え30立方メートル以下	<u>120円</u>
			30立方メートルを超え50立方メートル以下	<u>150円</u>
			50立方メートルを超え100立方メートル以下	<u>180円</u>
			100立方メートルを超え300立方メートル以下	<u>210円</u>
			300立方メートルを超えるもの	<u>240円</u>

(新)

様式第10号(第9条関係)

排水設備設置義務免除決定通知書

年 月 日

様

大治町長

印

年 月 日付けで申請のありました排水設備の設置義務免除の許可について、次のとおり決定しました。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 (年 月 日 第 号) <input type="checkbox"/> 変更 (年 月 日 第 号)		
	<input type="checkbox"/> 許可する <input type="checkbox"/> 許可しない		
許可番号	第 号		
設置場所	大治町		
水道装置番号	第 号		
除害施設	種類		
	構造		
除害施設の使用法		処理方法	
汚水の放流量	月平均	m ³	
	日最大	m ³	
汚水の放流先			
水質管理責任者	氏名		
許可条件			
許可しない理由			

この決定に不服のある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(旧)

様式第10号(第9条関係)

排水設備設置義務免除決定通知書

年 月 日

様

大治町長

印

年 月 日付けで申請のありました排水設備の設置義務免除の許可について、次のとおり決定しました。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 (年 月 日 第 号) <input type="checkbox"/> 変更 (年 月 日 第 号)		
	<input type="checkbox"/> 許可する <input type="checkbox"/> 許可しない		
許可番号	第 号		
設置場所	大治町		
水道装置番号	第 号		
除害施設	種類		
	構造		
除害施設の使用法		処理方法	
汚水の放流量	月平均	m ³	
	日最大	m ³	
汚水の放流先			
水質管理責任者	氏名		
許可条件			
許可しない理由			

この決定に不服のある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(新)

様式第20号(第22条関係)

公共下水道使用料(占用料)減免決定通知書

年 月 日

様

大治町長



年 月 日付けで申請のありました公共下水道の使用料(占用料)について、次のとおり決定しました。

決定区分	<input type="checkbox"/> 使用料	<input type="checkbox"/> 占用料
	<input type="checkbox"/> 免除	<input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 却下
設置・占用場所	大治町	
当初決定額		
減免額		
減免後の金額		
却下理由		

この決定に不服のある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(旧)

様式第20号(第22条関係)

公共下水道使用料(占用料)減免決定通知書

年 月 日

様

大治町長



年 月 日付けで申請のありました公共下水道の使用料(占用料)について、次のとおり決定しました。

決定区分	<input type="checkbox"/> 使用料	<input type="checkbox"/> 占用料
	<input type="checkbox"/> 免除	<input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 却下
設置・占用場所	大治町	
当初決定額		
減免額		
減免後の金額		
却下理由		

この決定に不服のある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(新)

様式第2号 (第5条、第7条、第9条関係) 下水道事業受益者負担金 決定 通知書

氏名 様 あなたの受益者負担金について次のとおり決定しましたので通知します。

Table with columns: 整理番号, 土地の所在地, 登記地目, 現況地目, 受益面積 (㎡), 受益者負担金額 (円), 減免率(%), 減免額(円), 徴収猶予決定額 (円), 差引負担金額 (円), 備考.

徴収を承認する土地の整理番号, 減免承認理由, 納期限, 減免率(%), 年月日

猶予承認する土地の整理番号, 減免承認理由, 猶予承認理由, 納付期間, 年月日

※ 徴収猶予承認理由が記載された場合 (保身地については、解除後) は、連携なくその旨を町長へ届けてください。
この決定に不服のある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(町長裁量)に、町長に対し、審査請求をすることができなくなります。

大口町下水道事業受益者負担金を課する通知書 課税通知書

(旧)

様式第2号 (第5条、第7条、第9条関係) 下水道事業受益者負担金 決定 通知書

住所 様 あなたの受益者負担金について次のとおり決定しましたので通知します。

Table with columns: 整理番号, 土地の所在地, 登記地目, 現況地目, 受益面積 (㎡), 受益者負担金額 (円), 減免率(%), 減免額(円), 徴収猶予決定額 (円), 差引負担金額 (円), 備考.

減免を承認する土地の整理番号, 減免承認理由, 納期限, 減免率(%), 年月日

猶予承認する土地の整理番号, 減免承認理由, 猶予承認理由, 納付期間, 年月日

※ 徴収猶予承認理由が記載された場合 (保身地については、解除後) は、連携なくその旨を町長へ届けてください。
この決定に不服のある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(町長裁量)に、町長に対し、審査請求をすることができなくなります。

大口町下水道事業受益者負担金を課する通知書 課税通知書

(新)

様式第4号 (第7条、第8条、第10条、第12条関係)

下水道事業受益者負担金

更正
徴収
猶予
満取
免

賦課年度
申告書番号
受益者番号

氏名

様

あなたの受益者負担金について次のとおり更正又は変更しましたので通知します。

年 月 日

大分市庁長

印

整理番号	土地の所在地	登記地目	現況地目	受益面積 (㎡)	受益者負担金額 (円)	減免決定金額		徴収猶予決定額 (円)	差引負担金額 (円)	備考
						減免率(%)	減免額(円)			
前										
後										
前										
後										
前										
後										
合 計										
				納期限					前後の差額	

減免を変更する土地の整理番号 _____ 理 由 _____ 減免率(%) _____

猶予を変更する土地の整理番号 _____ 理 由 _____ 猶予期間 _____ 年 月 日～年 月 日

この通知書が不届のある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内で、町長に対して「差額徴収」をすることができなくなります。この通知があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して1年を経過するまで「差額徴収」をすることができなくなります。この通知書について、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内で、町長に対して「町長指定として徴収」をすることができなくなります。この通知の日の翌日から起算して1年を経過するまで「差額徴収」の徴収を徴収することができます。ただし、上記「差額徴収」をした場合には、当該「差額徴収」に対する「徴収猶予」があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内で、処分の取消しの請求を提出することができます。

第6章 課税課金
第6章 課税課金
大分市下水道局から受益者に得るべき課税課金

(旧)

様式第4号 (第7条、第8条、第10条、第12条関係)

下水道事業受益者負担金

更正
徴収
猶予
満取
免

賦課年度
申告書番号
受益者番号

氏名

様

あなたの受益者負担金について次のとおり更正又は変更しましたので通知します。

年 月 日

大分市庁長

印

整理番号	土地の所在地	登記地目	現況地目	受益面積 (㎡)	受益者負担金額 (円)	減免決定金額		徴収猶予決定額 (円)	差引負担金額 (円)	備考
						減免率(%)	減免額(円)			
前										
後										
前										
後										
前										
後										
合 計										
				納期限					前後の差額	

減免を変更する土地の整理番号 _____ 理 由 _____ 減免率(%) _____

猶予を変更する土地の整理番号 _____ 理 由 _____ 猶予期間 _____ 年 月 日～年 月 日

この通知書が不届のある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内で、町長に対して「差額徴収」をすることができなくなります。この通知があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して1年を経過するまで「差額徴収」をすることができなくなります。この通知書について、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内で、町長に対して「町長指定として徴収」をすることができなくなります。この通知の日の翌日から起算して1年を経過するまで「差額徴収」の徴収を徴収することができます。ただし、上記「差額徴収」をした場合には、当該「差額徴収」に対する「徴収猶予」があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内で、処分の取消しの請求を提出することができます。

第6章 課税課金
第6章 課税課金

(新)

様式第8号 (第13条関係)

下水道事業受益者負担金過額納付金還付通知書

賦課年度	
申告番号	
受益者番号	

住所

氏名

様
あなたの受益者負担金について次のとおり負担金の過額納付の還付金が生じたので通知します。

年 月 日

大治町長

印

理由

納付済額	納付すべき額			還付される過額納付金		
	督促手数料 (円)	延滞金(円)	負担金額(円)	督促手数料 (円)	延滞金(円)	負担金額(円)
御収入						
	督促手数料 (円)	延滞金(円)	負担金額(円)	督促手数料 (円)	延滞金(円)	加算金(円)

この通知書に不服のある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます(なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

この通知書については、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります)、処分取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第10条 関係法令

大管 下水道事業受益者負担金等徴収規則

(旧)

様式第8号 (第13条関係)

下水道事業受益者負担金過額納付金還付通知書

賦課年度	
申告番号	
受益者番号	

住所

氏名

様
あなたの受益者負担金について次のとおり負担金の過額納付の還付金が生じたので通知します。

年 月 日

大治町長

印

理由

納付済額	納付すべき額			還付される過額納付金		
	督促手数料 (円)	延滞金(円)	負担金額(円)	督促手数料 (円)	延滞金(円)	加算金(円)
御収入						
	督促手数料 (円)	延滞金(円)	負担金額(円)	督促手数料 (円)	延滞金(円)	加算金(円)

この通知書に不服のある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して審査請求をすることができます(なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

この通知書については、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して60日以内、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第9章 関係法令

(新)

様式第1号(第4条、第7条関係)

下水道排水設備指定工事店指定申請書(新規・更新)

年 月 日

大治町長 殿

申請者	営業所所在地	Ⓜ
	商号又は名称	
	ふりがな	
	代表者氏名	
	電話番号	
営業所名		
	電話番号	

〔添付書類〕

- 1 申請者(法人の場合は代表者)が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権していないものでないことを証する書類
- 2 申請者(法人の場合は代表者)の住民票の写し及び経歴書
- 3 法人の場合は、定款及び登記事項証明書
- 4 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図(様式第2号)
- 5 専属する責任技術者名簿(様式第3号)
- 6 設備及び器具を有していることを証する書類(様式第4号)
- 7 納税証明書(住民税及び固定資産税)

(注) 1 指定の更新の場合には、「営業所名」とあるのは、「指定工事店名」と読み替える。
 2 登記事項証明書とは、商業登記現在事項証明書のこと。
 3 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権していないものでないことを証する書類とは、「身分証明書」若しくは「身元証明書」及び「登記されていないことの証明書」のこと。

(旧)

様式第1号(第4条、第7条関係)

下水道排水設備指定工事店指定申請書(新規・更新)

年 月 日

大治町長 殿

申請者	ふりがな	Ⓜ
	商号又は名称	
	ふりがな	
	営業所名	
	営業所所在地及び電話番号	
	ふりがな	
	代表者氏名	

〔添付書類〕

- 1 申請者(法人の場合は代表者)が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権していないものでないことを証する書類
- 2 申請者(法人の場合は代表者)の住民票の写し又は登録原票記載事項証明書及び経歴書
- 3 法人の場合は、定款及び登記事項証明書
- 4 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図(様式第2号)
- 5 専属する責任技術者名簿(様式第3号)
- 6 設備及び器具を有していることを証する書類(様式第4号)
- 7 納税証明書(住民税及び固定資産税)

(注) 1 指定の更新の場合には、「営業所名」とあるのは、「指定工事店名」と読み替える。
 2 登記事項証明書とは、商業登記現在事項証明書のこと。

(新)

様式第4号(第4条関係)

工事の施工に必要な設備及び器具を有していることを証する書類

年 月 日 現在

種 別	名 称	型式及び性能	数量	備考

(注) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」又は「接合用の機械器具」の別を記入すること。
保有資機材について、別添写真を添付すること。

(旧)

様式第4号(第4条関係)

工事の施工に必要な設備及び器具を有していることを証する書類

年 月 日 現在

種 別	名 称	型式及び性能	数量	備考

(注) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」又は「接合用の機械器具」の別を記入すること。

(新)

様式第9号 (第13条、第16条関係)

下水道排水設備工事責任技術者 (新規・更新) 登録申請書

年 月 日

大治町長 殿

申請者	ふりがな氏名	⑩	写真	
	生年月日	年 月 日生		
	住所			
	電話番号			
	登録番号 (登録更新者のみ)	第 号		
	専属する勤務先	指定(登録)番号		
		指定工事店名		
	所在地			
	電話番号			

〔添付書類〕

- 住民票の写し及び経歴書
- 写真 (最近3月以内に撮影した上半身のもの。縦3cm×横2.4cm) 2枚 (1枚をこの様式にはり付け)
- 責任技術者試験の合格証の写し又は更新講習受講修了証の写し及び大治町下水道排水設備工事責任技術者証 (様式第10号。登録更新の場合)
- 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権していないものでないことを証する書類
- 指定工事店との雇用関係を証する書類

(注) 新規指定の場合は、指定(登録)番号は記入不要。また、「指定工事店」とあるのは、「営業所」と読み替える。成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権していないものでないことを証する書類とは、「身分証明書」若しくは「身元証明書」及び「登記されていないことの証明書」のこと。

(旧)

様式第9号 (第13条、第16条関係)

下水道排水設備工事責任技術者 (新規・更新) 登録申請書

年 月 日

大治町長 殿

申請者	ふりがな氏名	⑩	写真	
	生年月日	年 月 日生		
	住所			
	電話番号			
	登録番号 (登録更新者のみ)	第 号		
	専属する勤務先	指定(登録)番号		
		指定工事店名		
	所在地			
	電話番号			

〔添付書類〕

- 住民票の写し又は登録原票記載事項証明書及び経歴書
- 写真 (最近3月以内に撮影した上半身のもの。縦3cm×横2.4cm) 2枚 (1枚をこの様式にはり付け)
- 責任技術者試験の合格証の写し又は更新講習受講修了証の写し及び大治町下水道排水設備工事責任技術者証 (様式第10号。登録更新の場合)
- 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権していないものでないことを証する書類
- 指定工事店との雇用関係を証する書類

(注) 新規指定の場合は、指定(登録)番号は記入不要。また、「指定工事店」とあるのは、「営業所」と読み替える。

(新)

第6章 関係法令
大治町水洗便所改造資金等融資あっせん及び利子補給に関する要綱

様式第2 (第8条関係)

水洗便所改造資金等融資あっせん決定通知書

第 号
年 月 日

様

大治町長

印

年 月 日付けで申込みのありました水洗便所改造資金等融資あっせんについて、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	承認・却下
却 下 理 由	
あ っ せ ん 予 定 額	円
取 扱 金 融 機 関 名	
あ っ せ ん 時 期	工事の完了検査合格後とする。
あ っ せ ん 条 件	大治町水洗便所改造資金等融資あっせん及び利子補給に関する要綱による。
備 考	

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大治町長に対して審査請求をすることができます。

また、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大治町を被告として（訴訟において大治町を代表する者は、大治町長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

(旧)

第6章 関係法令

様式第2 (第8条関係)

水洗便所改造資金等融資あっせん決定通知書

第 号
年 月 日

様

大治町長

印

年 月 日付けで申込みのありました水洗便所改造資金等融資あっせんについて、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	承認・却下
却 下 理 由	
あ っ せ ん 予 定 額	円
取 扱 金 融 機 関 名	
あ っ せ ん 時 期	工事の完了検査合格後とする。
あ っ せ ん 条 件	大治町水洗便所改造資金等融資あっせん及び利子補給に関する要綱による。
備 考	

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大治町長に対して異議申立てをすることができます。

また、異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大治町を被告として（訴訟において大治町を代表する者は、大治町長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。